

府労委2021年(不)第20号 京都西山事件

2021年7月15日

大阪府労働委員会会長様

大阪教育合同労働組合

準備書面(2)

申立人（以下「組合」という。）は、2021年6月28日付け大阪府労働委員会からの求釈明に対して下記の通り答える。

1. 「所信表明が行われた新体制の方針の日について、甲第12号証によれば、令和2年3月24日となっていますが、被申立人は答弁書で令和2年3月17日としています（12ページ下から10～4行目）。この日付を確認してください。」との求釈明について

被申立人（以下「西山短大」という。）が答弁書（12ページ下から10～4行目）に記載するやり取りが行われたのは、2020年3月24日に間違いない。

2. 「準備書面（1）の13ページの表に記載された団体交渉のうち、『国際交流センターの運営について西山短大が主たる学生である中国からの留学生募集業務を合理的な理由を説明することなく中止したこと』についての団体交渉にあたるのがどれであるか明らかにしてください。」との求釈明について

国際交流センターの運営に関する団体交渉は、2020年6月18日の団交申入れ（甲第18号証）以降、継続して行われた。以下、団交での議論の経緯をまとめるとする。

①2020年6月17日、加藤学長が国際交流センター長に「指示書」を発出し、「中国での調査が終了するまで、別科の募集活動は停止して下さい」とした（甲第26号証）。

②同月18日、組合は募集活動停止が及ぼす組合員らの労働条件、雇用への影響を憂慮し、募集業務の継続と「中国での調査」の意図を明らかにすることを要求した。

③同年7月1日団体交渉において、留学生募集業務の停止について話し合われたが、調査中であることを理由に募集業務の再開も調査の詳細も明らかにしな

かった（甲第 27 号証）。

④同月 21 日、8 月 5 日、9 月 9 日に団交が行われるも、上記③と同様のやり取りが続き、調査結果について明らかにされず、留学生募集業務も停止されたままとなつた。

⑤同年 9 月 24 日、加藤学長が国際交流センター長に「指示書」を発出し、「当校は、今後、中国現地での留学生募集を実施せず、日本国内の日本語学校を介して留学生を募集する方針としています」とした（甲第 28 号証）。

⑥同月 30 日、調査結果が理事会に報告されるも組合への報告はなかつた。

⑦同年 10 月 22 日団体交渉において、中国国内での留学生募集業務の調査を終了したと回答した。調査結果についてはコンプライアンス上の問題があつたとするが、その内容について調査対象者には示すが、組合に示すことはしないとした。その理由として、過去の出来事に関する調査であり、調査結果が組合員たちの労働条件の変更に結びつくものではないとした。また、今後は日本語学校からの入学生を募集するとし、組合員らが働く別科は縮小するとした。組合は別科の縮小が西山短大の経営を揺るがし、組合員の労働条件の変更に繋がる不安について追及したが、それについて回答することはなかつた。西山短大はコンプライアンス違反の内容を明らかにすることはせず、調査対象となった組合員の処分を考えるほどのものではないとした。

また、国際交流センター長に出された「指示書」が示す今後入学を予定している学生も含め、組合員たちが関わる留学生業務をどのように行うのかについても、単に事務局長への報告と了承を要求するだけで、「指示書」によって変更を求める実際の業務のあり方については何ら具体的に回答されることはなかつた。

以上のように、組合は留学生募集業務の停止を示されて以降、組合員らの労働条件の変更、雇用に直結する問題として団体交渉で募集再開要求を行つてきた。しかし西山短大は短大の存続を脅かすほどの決定に対して、組合員たちの労働条件の変更はないとその打開策を検討することもなく、募集停止に至るコンプライアンス違反が何であるのかを明らかにすることなく募集停止を決定した。

以上